

2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

保険年金課・納税課・健康増進課

1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

保険年金課

(1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

当市の応能割、応益割の比率については、低所得者への負担が過重にならないよう応能割を高く設定しています。今後も、埼玉県から示される標準保険税率を参考に、税率等を決定する予定です。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

当市国民健康保険運営協議会の意見を伺いながら、慎重に検討したいと思います。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

当市では、平成30年度国民健康保険特別会計の当初予算において、247,505,000円の一般会計繰入金及び150,000,000円の国民健康保険基金繰入金があり、合計で397,505,000円の財政補てんを行っています。また、令和元年度においても、254,761,000円の一般会計繰入金及び180,000,000円の国民健康保険基金繰入金があり、合計で434,761,000円の財源補てんを予定していますが、決算補てん等目的の法定外一般会計繰入等については、「埼玉県国民健康保険運営方針」に沿って運営してまいります。

(2) 国保税の減免(国保法77条)制度の拡充を行なってください。

保険年金課

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年のアンケート結果では滞納世帯数が全県で19万7千世帯に対して申請減免実施は約5千世帯の実施であり約2.5%です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準1.5倍に設定するなど、制度を拡充してください。

【回答】

国民健康保険税の減免については、災害等被害世帯、収入減少世帯、生活困窮世帯などへの減免基準を市規則により施行しています。生活困窮世帯への減免適用は、生活保護基準の1.1倍未満からとなっています。

制度の拡充については、慎重に検討したいと思います。

② 災害時の減免基準を拡充してください。

【回答】

市は、災害により所有する住居が全壊又は全焼した場合は当該世帯の国民健康保険税 8 期分を 100%、半壊又は半焼した場合は 8 期分を 50%、床上浸水の場合は 4 期分を 100%減額することとしています。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

保険年金課

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

【回答】

一部負担金の減免については、災害や失業などで生活が著しく困難となった場合などを対象として市規則により行っております。

当制度の適用基準については、慎重に検討したいと思います。

② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

申請書は、審査に必要な事項を定めたものであるため、変更については、慎重に考えてまいります。

(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください。

納税課

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

【回答】

国民健康保険税の滞納については、地方税法・国税徴収法・条例等の規定にのっとり対処しています。また、滞納者に対しては、納税相談を通じて滞納者の声に耳を傾ける姿勢で対応しています。

② 滞納処分にあっては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

【回答】

国民健康保険税の滞納処分にあっては、地方税法・国税徴収法・条例等の規定にのっとり差押え禁止財産ルールを踏まえて対処しています。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

保険年金課

2018 年のアンケートでは資格証明書が 1,000 世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は 4,000 世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険

証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

【回答】

国民健康保険事業の健全な財政運営と被保険者間の負担の公平性の確保の観点から、国民健康保険税の納付について、特別な事情がないにもかかわらず、まったく応じていただけない場合などやむを得ない場合は、法令等の手続に従い資格証明書や短期被保険者証を交付しています。

② 窓口留置は行なわないでください。

【回答】

短期被保険者証につきましては、納税相談の機会を確保するとの観点から窓口で直接交付しています。このことにつきまして、ご理解くださいますようお願いいたします。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

資格証明書につきましては、あらかじめ弁明の機会を与え、かつ、対象者の診療歴などを確認するなどの配慮をした上で発行しています。

なお、昨年度末時点では、本市において資格証明書の交付はありません。

(6) 住民参加の国保運営を行なってください。

保険年金課

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

【回答】

国民健康保険運営協議会の委員については、公募による選定を行っていませんが、法令等の定めに従い、被保険者を代表する方、保険医又は保険薬剤師を代表する方、公益を代表する方の合計18名で構成しており、適切に運営しています。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

【回答】

本市国民健康保険運営協議会は、法令で定める委員により構成されており、適切に事案の審議がなされているため、公聴会を開くことなどについては、慎重に検討したいと思えます。

(7) 保健予防事業を拡充してください。

健康増進課

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

特定健康診査の対象者の方は無料で受診できます。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

【回答】

実施期間は6月から12月までで、複数回の受診案内を実施し、期間内に受けられるよう周知を図っています。検診項目については、基本的な健診項目に加えて詳細な健診項目、追加健診項目などを設定しています。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

【回答】

平成30年度に健康日本21幸手計画（第3次）・幸手市食育推進計画を策定し、健康寿命の延伸に向け、栄養、身体活動など各分野で取り組みを実施し、住民の健康作り・保健予防活動を推進しているところです。

保健師の増員については、平成29年度に2人採用しております。

③ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

個人情報の管理については、個人情報を取り扱う業務に携わる職員全員が当市の定める特定個人情報等の安全管理に関する基本方針及び情報セキュリティポリシーに準じ、業務にあたっております。また、業者や医療機関にあつては、知り得た情報の目的外使用を禁じ、業務終了後以降も外部に漏れることがないように明記し、細心の注意をはらっております。

2、 後期高齢者の受療権を保障してください。

保険年金課

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【回答】

平成31年4月1日現在、当市において資格証明書又は短期被保険者証を交付した被保険者はいません。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

健康に関する情報提供については、手引きやリーフレットの配布などで随時行っています。保養施設については、契約保養施設が増えるよう関係機関に働き掛けていきます。また平成30年度から高齢者健診及び歯科健診の結果を活用した生活習慣病重症化予防・フレイル対策を関係部署と連携して実施しています。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

当市では後期高齢者医療被保険者の健康診査を自己負担なく受けられます。人間ドク

クについては一年度当たり 27,000 円を上限として助成を行っています。歯科検診については埼玉県後期高齢者医療広域連合において一定の対象年齢の被保険者に対して自己負担のない歯科健診を行っています。これらの事業については、今年度も引き続き実施してまいります。

がん検診については、一部自己負担額を徴収して実施しております。市民税非課税世帯、生活保護世帯、重度心身障害者医療受給者の人は、一部のがん検診を除き、自己負担額を免除しています。

介護福祉課

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

【回答】

概ね予想通り推移しています。

必要な支援を不当に断ち切るような対応を行うことのないよう、適正な介護福祉の運営をしてまいります。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

【回答】

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、介護サービス事業所による現行相当サービスと緩和型サービス（サービスA）の指定を行い実施しているところであります。また、サービスの担い手としましては、生活サポーター養成講座を開催し、登録していただいた49名の方にはボランティア活動団体を紹介するなどしております。住民主体による支援（サービスB）につきましては、現在、各地域にある37団体の体操グループをはじめ、通いの場の拡大を支援しているところであり、サービスとして指定はしませんが、誰もが身近な場所に通えるような地域づくりをしていきたいと考えております。

2. 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行ってください。

- (1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。
- (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの

有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

【回答】

- (1) 従来からの介護サービス事業所による現行相当サービスも指定を行い、利用者の機能が低下しないよう努めております。
- (2) 介護従事者の知識や経験不足による負担が軽減されるよう、研修の機会等を設けるようお願いをしていくとともに、従事者が利用者からの理不尽な要望等で苦しむことがないように、また、不当な扱いを受けることのないよう、事業所管理者等への支援に努めます。サービス単価については、その提供に見合うものであるよう国や地域の動向などを踏まえ当市での利用が他の地域と比較し不利益に繋がらないよう、都度検討を行います。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

- (1) **高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。**

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答】

高齢者が在宅で生活する上で身体機能向上は最低限の部分であると認識しております。在宅で暮らす意義を見出せるよう、今後の目標を具体的に定めることで、高齢者が自身の生活を明確に捉えることができる支援計画等の作成をケアマネへ伝えております。また、サービスを利用するためだけの計画とならず、地域資源を含め、介護保険事業のみの視点に留まっている支援についても、そのほかへ意識を向けるよう指導しております。

- (2) **認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。**

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答】

認知症の方にかかわる方への支援を充実させ、支援者が増えたり、支援者の負担が軽減されることが、当事者の方への最も効果のある支援策だと考えております。当事者の方への支援策としては、地域密着事業所が率先してオレンジカフェ等を開催し、認知症支援者や家族の情報交換等の場を設けています。

また、平成30年度には小規模多機能型居宅看護が開設され、令和元年度には定期巡回・随時対応型訪問介護看護の開設が予定され、地域での相談ができる窓口や支援の選択肢の増加に取り組んでいます。

- (3) **在宅生活を保障するための定期巡回24時間サービスの拡充をはかってください。**

定期巡回24時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

【回答】

サービスの利用促進が大きな課題と考えます。利用促進については、介護支援専門員のサービスの理解への支援(どんなサービスなのか、どんな対象者に向いているのか、

ケアプランへどう組み込むのか、こういった場合にどのように利用できるのかといった具体的な説明や研修)が必要であろうと考えます。

4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

- (1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019年4月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

【回答】

介護労働者の人材確保については重要な問題と捉えております。介護労働者の人材確保や定着率向上のための制度、補助金等についてだけでなく、他事業所での取り組みなども、国・県の動向を見ながら、事業所へ情報提供をしております。また、「働き方改革」に伴う施策の法令遵守や労基署の相談窓口について、事業所への実地指導等で周知を図ってまいります。

- (2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

【回答】

現在、市内の地域密着型サービス事業所には外国人労働者はいない状況です。事業所から技能実習制度について問い合わせがありましたら、県と連携し対応してまいります。

- (3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【回答】

地域密着型サービス事業所へ運営推進会議等を活用し、厚生労働省老健局発出の「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」の周知に努めます。もし市へ相談があった場合は、必要に応じ県と連携し現地確認を行います。

5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

- (1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答】

平成 30 年度に小規模多機能型居宅介護が開設され、令和元年度に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び認知症対応型共同生活介護の開設が予定されています。第 7 期介護保険事業計画では、重度の要介護認定者でも在宅生活の継続ができることを目指した地域包括ケアシステムの充実をするという国・県の動向を踏まえ、介護老人福祉施設ではなく医療機関と在宅の橋渡しとして、介護老人保健施設の整備を見込んでおります。今後も第 7 期幸手市介護保険事業計画に基づき、サービスの充実に努めます。

(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答】

介護保険サービスとして特定入所者介護(予防)サービス費や高額介護サービス費等が給付されています。制度の運用について国・県の動向を見て対応してまいります。

(3) 要介護 1・2 の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成 29 年 3 月 29 日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護 1・2 の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】

要介護 1・2 の方でも新たに入所しています。特養入所判断については、県の要綱に則って必ずしも要介護度 3 以上の原則にとらわれず入所が検討されるよう、各施設と連絡調整を図ってまいります。

6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018 年度の保険者機能強化推進交付金の金額と用途を教えてください。

【回答】

2018 年度の保険者機能強化推進交付金は 954 万 3 千円であり、高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めるため、地域支援事業費に充当いたしました。

(2) 2019 年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と用途を教えてください。

【回答】

2019 年度の保険者機能強化推進交付金につきましては、現在評価指標の該当状況調査が実施されているところであり、国のスケジュールでは 7 月頃内示額の提示があるとされております。交付金は、高齢者の市の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援し、一層推進することを趣旨としていることも踏まえ、本市においても、交付金を活用し、地域支援事業を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めたいと考えております。

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答】

要介護認定の調査や審査・判定に当たっては、公平性と客観性の観点から、全国一律の基準が用いられています。当市におきましても、基準に則り対応しています。

7、 介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

【回答】

当市では、介護保険給付費準備基金を活用し、第7期基準保険料月額を4,509円とし、第6期基準保険料月額4,700円より191円引き下げしております。

第8期基準保険料についても、介護保険給付費準備基金を活用し保険料の上昇抑制を検討してまいります。

(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかのように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【回答】

当市では、介護保険料減免制度として幸手市介護保険料減免事務取扱要領の中で、生活保護基準とは異なる一定の基準に該当する生活困窮者に対する制度を設けています。

(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答】

介護保険料の滞納については、地方税法・国税徴収法の規定に則り対応しています。また、滞納者に対しては、納付の相談を通じて滞納者の声に耳を傾ける姿勢で対応しています。

(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

【回答】

第7期保険事業計画では、介護予防の推進、在宅生活の充実、認知症対策の推進、医療・介護のネットワークづくりを重点施策としています。

第1号被保険者数は、介護保険事業状況報告（月報）の数値で、平成29年度末16,631人でしたが、平成30年度末16,962人となっており、331人増加しています。保険給付については、平成29年度29億1,601万5,054円でしたが、平成30年度30億2,746万3,186円であり、1億1,144万8,132円増加し、地域支援事業費についても、平成29年度1億992万6,436円でしたが、平成30年度1億6,222万8,674円と5,230万2,238円増

加しています。

8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

【回答】

当市では、住民税非課税世帯に属する介護保険給付者に向けた市町村の単独支援である利用料減免制度として、訪問介護サービス利用料の利用者負担割合 10%のうち 4%を助成することにより低所得の高齢者に向けた経済的負担の軽減を図っています。

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】

平成 30 年度は虐待の疑いに至ったのは 1 件でした。深刻な相談については、1 つの機関だけで対応するのではなく、複数の機関で対応します。このために、各機関が自身の役割だけでなく、それぞれの役割を十分に理解することが必要です。これにより虐待への適切な対応ができるだけでなく、個人情報等の取り扱いについても安易にならず、適切に管理ができると考えます。

また、防止については地域の関心を高め、予兆に気づくことが第一です。介護負担が増大していたり、認知症の進行など支援が必要な人の早期発見が何よりも予防になります。このためには、地域資源の充実だけでなく、市民の意識を高めるために出前講座等で周知等を行い、地域のネットワーク強化のため見守り支援ネットワークを構築しています。

3. 障害者の人権とくらしを守る

社会福祉課(障がい)

1、 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

【回答】

地域生活支援拠点等の整備については、令和 2 年度末までに設置することを目標とし、埼玉北地区地域自立支援協議会と連携を図り、検討を進めている状況です。

現在は、国から示されている地域生活支援拠点の整備の類型については、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」として整備する方向で検討しています。

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

【回答】

体制整備、基盤整備の予算化については、埼玉北地区地域自立支援協議会での協議を踏

また上で検討してまいります。

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

【回答】

埼葛北地区地域自立支援協議会において、圏域の入所施設、通所事業所、相談支援事業所、基幹相談支援センター、行政が一体となって整備の検討を進めております。

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

通所事業所に通所している利用者に対してアンケート調査を行うなど、当事者の声を反映する事業として検討を進めています。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。

平成 29 年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

① 「多機能拠点」を整備する方法 **【多機能拠点整備型】**

○GH 併設型

○単独型

② 面的に機能を整備する方法 **【面的整備型】**

③ 障害者支援施設の活用 等

2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

【回答】

現在の施設入所待機者数は、身体障がい者 5 名（うち 1 名が既に入所中で別の施設への移行を希望）、知的障がい者 4 名となっております。

また、グループホームへの入所希望があった場合には、利用者の障がいの状況などに応じた適切な支援を行ってまいります。

(2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

【回答】

障がいのある人の地域での自立生活を支援するため、グループホームの整備を促進し、また、グループホームの利用を促進するための支援策を検討します。

(3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

老障介護家庭の支援につきましては、高齢福祉担当課や地域包括支援センターと連携し、必要な支援を行っております。また、状況に応じて障がい者生活支援センターとも連携し、専門職員によるきめ細かな支援を行っております。

なお、地域自立支援協議会において、緊急時の受け入れを含めた地域生活支援拠点の整備についても検討を進めております。

3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

県の要綱の一部改正に伴い、当市でも平成31年1月1日から重度心身障害医療費助成制度の支給対象者に対して、所得制限を導入いたしました。

なお、独自の年齢制限や一部負担金等の導入予定はありません。

(2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

当市におきましては、市内医療機関においては現物給付を実施しております。現物給付の広域化につきましては、他制度や他自治体との調整が必要となることから、他自治体の動向や利用者のニーズを踏まえた上で検討してまいります。

(3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

【回答】

精神障がい者につきましては、平成27年1月1日より1級の方が重度医療の対象となりました。また、2級の方でも65歳を過ぎて後期高齢者医療の障害認定を受けられれば、重度医療の対象となっております。

更なる拡大につきましては、県や県内他自治体の動向及び利用者のニーズを踏まえて検討してまいります。

4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

(1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

【回答】

生活サポート事業につきましては、18歳未満の障がい児（及び生活保護受給者）を対象に、利用世帯階層区分に応じて利用者負担の助成を行っております。

(2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

利用時間の拡大につきましては、市単独では難しく、県に対して補助の増額を求める等、県内他自治体の動向や利用者のニーズを踏まえた上で検討いたします。

(3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

成人障害者への軽減につきましては、市単独では難しく、県に対して補助の増額を求める等、県内他自治体の動向や利用者のニーズを踏まえた上で検討いたします。

(4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

事業の拡大につきましては、県の補助の増額は必要不可欠であると考えており、県内他自治体の動向や利用者のニーズを踏まえた上で要望していきたいと考えております。

5、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

福祉タクシー事業や自動車燃料費支給事業につきましては、介助者付き添いのもとでも利用することができます。所得制限や年齢制限は設けておりません。

(2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

毎年県が開催する会議に出席し、県や県内各市町村との連携を図っております。各自治体が地域の実情に応じて実施している状況です。

6、災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

(1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

【回答】

現在、災害時避難行動要支援者名簿の記載範囲は、①身体障がい者のうち、身体障害者手帳1・2級の方、②知的障がい者のうち、療育手帳A・Aの方、③精神障がい者のうち、精神障害者保健福祉手帳1級の方、④75歳以上のひとり暮らしの方、または75歳以上の方のみの世帯、⑤介護保険で要介護3～5の認定を受けた方、⑥その他支援を必要とする方を対象としています。

このことから、支援を必要とする人は、家族の有無にかかわらず、災害時避難行動要支援者名簿に加えています。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

幸手市では、現在、①幸手市老人福祉センター、②さくらの里、③なのはなの里、④障害者支援施設あやめ寮、⑤あやめ壺番館、あやめ式番館、⑦幸手学園の7つの福祉避難所があります。

福祉避難所は、一般の指定避難所とは異なり、災害発生時に必要に応じて開設される「二次避難所」のため災害発生後すぐに開設される避難施設ではないことや、これらの福祉避難所が災害時において倒壊などの被害を受けた場合は、福祉避難所として開所できないことが想定されることから、登録制による運用は難しいものと考えています。

(3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

地域防災計画では、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、生活必需品等の備蓄物資を調達することとされており、配布を実施する際には、居宅への配布も行っています。

(4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

災害対策基本法の規定により、災害時には、本人の同意なく災害時避難行動要支援者名簿を避難支援関係者に提供できることとなっています。

また、平常時に避難支援関係者に対して災害時避難行動要支援者名簿を提供する場合は、避難行動要支援者個別計画書の同意が必要となります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

こども支援課

【保育】

1、 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】

平成31年4月1日時点の待機児童数は0名です。保育の提供体制充実のため、平成31年4月に1ヶ所の保育施設(認可保育所)が開設されました。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

現在、公立保育所3ヶ所、私立保育園3ヶ所、小規模保育事業所1ヶ所開設しております。年齢別の弾力化受け入れ総数は、

0才児 68名、1才児 84名、2才児 121名、3才児 126名、
4才児 130名、5才児 130名となっております。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

(1) のご回答のとおり、平成31年4月に1施設をオープンしているところです。また、現在待機児童数は0名となっておりますが、今後も有効な対策を実施したいと考えています。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

育成支援児童につきましては、良質な保育・教育を提供できるよう関係する施設と連携していきます。

また、補助金につきましては、国・県や近隣の市町の補助制度の動向を考慮しながら、今後、検討していきたいと考えます。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

現在、認可外保育施設から認可保育に以降する希望はでておりませんが、希望があった際は、国の施設整備事業等を活用していきたいと考えます。

2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

本市においても保育士の処遇改善は重要な課題と考えています。公立保育所のパート保育士については、平成30年10月から賃金の増額改定を行い処遇の改善を行っています。

3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

幼児教育・保育無償化につきましては、保育料の負担がなくなる一方、副食費は実費負担していただくこととなっております。しかしながら、年収360万円未満相当世帯の子ども、及び所得階層にかかわらず第3子以降の子どもに対する副食費は徴収免除となることから、それ以外の子どもにつきましては国の方針に従い実施していきたいと考えております。

4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならず、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

当市において、認可外保育施設について指導監査を年1回実施しております。保育士や栄養士を同席し、専門的な角度から監査を行い、安全に保育を実施していただくよう指導をしています。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

【回答】

全ての保護者と子どもに対し良質な保育・教育を提供できるよう関係する施設と連携していきます。また、保育する上で格差が生じないように、引き続き安心して預けられる体制を整えてまいります。

【学童】

5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

学童保育（放課後児童クラブ）の整備については、未設置校区を解消するため整備を進めてまいりました。平成29年4月より市内全小学校区に放課後児童クラブが設置されました。また、利用児童の多いクラブについては、推移を見ながら見守っていきたいと考えております。

6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町（63市町村中59%）、「キャリアアップ事業」で23市町（同37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

幸手市では、国や県の補助金を活用して「放課後児童支援員等処遇改善等事業」及び「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施しております。今後も、運営者である保護者会と協議しながら、支援員の処遇改善を図って参りたいと考えております。

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

【回答】

放課後児童健全育成事業につきましては、保護者の就労の多様化に伴い、益々重要性が問われてくるものと考えております。本市におきましては、利用する児童が安心、安全に過ごすことができるよう、引き続き放課後児童健全育成事業を重要項目と捉えて推進していきます。

【子ども医療費助成】

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18 歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18 歳年度末」まで拡充している場合は、引き続き継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

【回答】

子ども医療費助成制度につきましては、入院分・通院分ともに「15 歳年度末」までを対象としております。現在のところ、対象年齢を「18 歳年度末」までに拡大することについては、財政的な面を考慮すると現段階での拡大は難しいと考えております。

- (2) 国や県への要請を行なってください。

【回答】

埼玉県の乳幼児医療費補助金が未就学の児童を対象としておりますことから、今後、埼玉県に対する要望の機会がありましたときには、対象年齢の拡大を要望していきたいと考えております。

5. 住民の最低生活を保障するために

社会福祉課(保護)

1、 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

- (1) 「しおり」には、①憲法第 25 条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則 14 日以内、長くとも 30 日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

【回答】

生活保護の相談に来られた方には、生活保護のしおりに沿って、担当職員から生活保護法の趣旨、受給要件、手続き、利用者としての権利及び義務等の制度説明を直接お話ししています。

なお、⑥の保護の基準額や加算などの具体例については、利用者の状況により異なることから、面接相談時に状況を聞き取り、個別に説明しています。

- (2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】

生活保護制度については、市民の方がいつでもその制度を知り得るよう、市のホームペ

ージに掲載し、併せて、相談案内や担当課を周知しております。

また、生活保護の相談に来られた方には、作成した保護のしおりに沿って、担当職員から生活保護法の趣旨、受給要件、手続き、利用者としての権利及び義務等の制度説明を直接お話することで、制度についてご説明し、正しい理解をしていただいたうえで、その利用が進められるようにしています。

2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】

生活保護の相談に来られた方については、制度の説明を行ったうえで、本人の申請の意思を確認し、申請意志がある方については、申請書を交付、受理し、その後、すみやかに各種調査を行い保護決定しています。

3、保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

【回答】

現状のシステムによる「生活保護決定・変更通知書」は、その月の支給額の記載と変更が生じた理由を記載した内容です。直ちに書式を変更することは難しいため、保護利用者が変更内容を容易に理解し得るよう、通知書に印字される記載内容が分かりやすいものとなるよう徹底してまいります。

利用者から収入申告書等の届出を受領した際や利用者宅を訪問した際に変更予定の内容を事前にお伝えする、あるいは、通知書の内容について直接説明しながら手渡すなど、内容説明について徹底してまいります。

また、昨年10月に保護基準の改定が行われ、生活保護の扶助費の計算も、より複雑なものとなりました。そのため、担当内で改定内容についての研修を経て、この改定により扶助費の変動が大きかった母子世帯を中心に利用者への事前説明を徹底したことで、改定に伴う問い合わせは他市に比べても多くなかったと認識しています。しかしながら、扶助費の内容・金額は利用者の生活にも直結することから、県主催の研修や担当内での研修を行い、利用者への制度説明を徹底してまいります。

4、ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧

な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われなことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

【回答】

申請者や利用者に適切な助言等ができるよう、生活保護の現業職員については、国の基準どおりケースワーカーが配置され、適正な組織体制が確立できるよう人事担当課に要望し、今年度においては国が示す標準数を上回る人員を確保しております。

また、担当職員の研修については、担当内研修の実施や国、県等が主催する各種研修会に積極的に参加させるとともに、担当職員全員が社会福祉主事資格を取得するなど、生活保護制度だけではなく専門職としての資質向上を徹底し、親切、丁寧な対応ができるよう、引き続き取り組んでまいります。

5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れないようにしてください。

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【回答】

本市では、埼玉県の修学旅行準備金、制服買替費用の支給対象となる子どものいる世帯に対し、現状では「お知らせ」文書を届けておりませんが、制度についての説明を対象学年に上がる前に保護者に説明するよう徹底しています。今後も、利用者が制度を知らずに、支給漏れ等の事態が発生することの無いようにしてまいります。

6、 自宅にエアコン等のない 65 歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度 4 以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年 7 月には熊谷市で 41・1 度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で 54,220 人、埼玉県内は 3,316 人と全国 4 番目の多さですが、死亡した人は 12 人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【回答】

昨今の地球温暖化の影響や今年も酷暑が予想されている中で、今年度埼玉県では県内福祉事務所の意見や要望を踏まえ、厚生労働省社会・援護局長あてに「近年の猛暑による健康被害が多く報告されている状況にあり、冷房器具の使用に伴う夏季の光熱水費の負担が増加していることから『夏季加算を創設』」することを改正要望意見として提出させて

いただいております。

7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【回答】

地域における生活困窮者の状況把握については、行政の各部署のみならず、社会福祉協議会、保健所、児童相談所、警察等の関係機関のほか、地域の民生委員、自治会長、区長、各種見守りネットワーク等と連携し、支援が必要な方の早期把握、早期支援開始に努めています。

昨年度も行政機関だけではなく、地域から情報提供をいただいたことで、必要な支援や保護の開始をしたケースもありました。引き続き関係機関との連携を密にし、ご協力をいただきながら生活困窮者の捕捉率向上にあたって参ります。